

学生生活・授業等における新型コロナウイルス感染防止対策（第14報）

ハ戸工業大学は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を最優先に対応方針を以下のように定め、状況に応じて更新しています。自分自身を感染から守ることも重要な事項ですが、誰もがウイルスを保有している可能性があることを認識し、体調管理に努め感染拡大防止のため自覚ある行動を取ってください。特にどのような場面でも下記の感染予防対策を徹底してください。

- 「三つの密（密集、密接、密閉）」を避ける
- 「人と人との距離の確保」
- 「マスクの着用」
- 「手洗い・消毒用アルコール等による手指衛生」

また、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報がインターネットやSNS等で流れていますが、その中には、事実と異なる情報が混ざっています。学生の皆さんには冷静な対応を心がけ、根拠のない情報に惑わされることのないようにご注意ください。

なお、改めていうまでもありませんが感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものです。新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、偏見や差別につながるような行動は厳に慎んでください。

1. 健康管理について

(1) 毎日2回（朝・夕）、体温を測って自分の健康状態を観察してください。発熱・咳等の風邪のような症状※がみられる場合は、大学に登校しないで医療機関（かかりつけ医等）に電話相談して下さい。医療機関を受診した後、診断結果を学務部学生支援担当または担任に連絡して下さい。診断結果が出るまでは、自宅で療養してください。また、症状が改善するまで外出や他人との接触も控えてください。

※症状：発熱・咳、倦怠感、嗅覚・味覚障害、咽頭痛、筋肉痛、頭痛

①体温計は各自で準備すること、もし通学前に検温を忘れた場合は大学保健室から体温計を借りて測ること

②(1)により授業を欠席する時は科目担当教員へも連絡すること

学務部学生支援担当 [Tel : 0178-25-8027](tel:0178-25-8027)

e-mail : gakusei@hi-tech.ac.jp

※医療的ケアが日常的に必要な学生、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等））のある学生の感染予防（出席停止等）については個別に検討しますので学務部学生

支援担当に申し出ること

(2) 症状の有無にかかわらず、次に該当する場合も、学務部学生支援担当に連絡してください。濃厚接触者として特定された場合の出席停止については、「3. 出席停止学生等への対応について」をご確認ください。

- ①新型コロナウイルス感染症と確定した者と濃厚接触した
- ②新型コロナウイルス感染症の疑いがある者の気道分泌液、体液、糞便等の汚染物質に触った、それらの処理作業に携わった、あるいは、それらの近くにいた
- ③新型コロナウイルス感染症の疑いがある者を看護・介護した、あるいは同居した

(3) 自分の免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事に努めるとともに、規則正しい生活習慣を心がけてください。

2. 感染のリスクへの対応について

(1) マスク着用、こまめな手洗い・アルコール消毒や咳工チケットを徹底してください。

- ・外出時はマスク着用を徹底すること
※学内ではマスク着用を厳守すること
- ・こまめな手洗い・アルコール消毒を励行すること
- ・テーブルやドアノブ等に触った手で自分の口、鼻、目に触れない

(2) 換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話、の3つの条件が重なることを回避するよう徹底してください。

- ・1時間ごとに5～10分を目安とした室内の換気
※室温が維持できない場合があるので、服装に注意すること
- ・室内での着席時や行動時に学生の間隔を適度に空ける
- ・近距離での会話や発声する場合はマスクを着用する

(3) 手がよく触れる場所（ドアノブや手すり、開閉ドア、スイッチ、トイレ等）の環境衛生を良好に保ってください。

- ・消毒用アルコールで消毒する（1日1回以上）
- ・実験・実習等の授業で共同利用する機材・器具についても適宜消毒する
- ・消毒液として希釈した次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）を使用するときは後述の参考資料を参考にすること

(4) バス等の公共交通機関や多人数での自家用車による通学（移動）は感染リスクが高まる場合があります。特に交通機関内では手指が汚染されているものと考え、飲食や目・鼻・口を触ることは避けましょう。マスクを着用する、手洗いをこまめに行う、なるべく人が少

ない時間帯に通学（移動）する等の感染予防に努めてください。

（5）感染リスクの低減、さらに感染拡大防止を目的とし、授業によっては対面授業に代わりインターネットを利用した遠隔授業を行う場合があります。その場合、自宅等においてインターネット環境（Wi-Fi 等）の整備とパソコン等の準備を可能な範囲でお願いします。また、大学でモバイルルーターの貸し出しをしていますので必要な学生は図書館に申し出てください。

（6）感染拡大防止のため、陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができる「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 Contact Confirming Application）」を厚生労働省が提供しています。感染の可能性をいち早く知ることで、保健所からのサポートを受けたり、外出自粛等の適切な行動を取ったりすることで、感染拡大防止につながることが期待されます。新型コロナウイルスの感染予防対策のため、下記の厚生労働省のサイトを参照し、本アプリをインストールして利用するようお願いいたします。

【厚生労働省HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

3. 出席停止学生等への対応について

（1）感染が判明した（あるいは疑われる）学生、または濃厚接触者として特定された学生等の出席停止（学校保健安全法第 19 条）の措置は下表の通りとします。

対象事由	出席停止期間
①PCR 検査等により陽性者（感染者）となった場合	保健所・医師の指示による期間
②濃厚接触者となった場合	保健所の指示による期間
③陽性者（感染者）と濃厚接触が疑われる場合	陽性者（感染者）からの情報提供や保健所の指導により大学が判断 1)
④同居家族が濃厚接触者となった場合	PCR 検査等の結果が出るまでの期間（本人からの連絡の後、保護者等へ確認）
⑤1. (1) により感染が疑われる症状が認められ医療機関を受診、PCR 検査等を実施し、その結果が陰性の場合	医師等の指示による期間 ※「病名」と「いつから登校して良いか」を確認すること (検査結果のコピーを提出)

1) 原則としてコロナ対策本部、緊急を要する場合は学務部長の判断による。

（2）出席停止となった学生は、科目担当教員の指導により欠席した授業の内容および欠席

日数（時間）に応じた自宅学習を行います。定期試験期間に出席停止となった学生は後日、追試験を行います。なお、再試験期間の出席停止についても学生が不利益とならないよう配慮します。

- ・科目担当教員への出席停止期間の連絡と授業等への配慮依頼は教務担当が行う
- ・出席停止期間中に特に症状がない場合は、科目担当教員の指示によりメール等で自宅学習を行うことがある
- ・科目によってはインターネットによる遠隔授業を行う場合もあるので担当教員の指示に従うこと
- ・原則として自宅学習における課題等の完了をもって特別欠席の扱いとする

（3）感染により出席停止となった学生は「感染症罹患届」、濃厚接触者として特定され出席停止となった学生は「濃厚接触者特定届」を登校後に必ず学務部学生支援担当へ提出してください。なお、出席停止期間中の学生に対して、学生支援担当あるいは学科等より健康状態の経過確認を行います。

（4）新型コロナワクチン接種を希望する学生が接種日と授業が重なった場合、原則として接種当日、さらに接種後、発熱等の副反応が認められ授業への出席が困難な場合は接種日を含めて最大2日までを特別欠席の扱いとします。その場合、定期試験や補習・再試験期間を接種日とすることは避けてください。また、前期期間中に同ワクチンを接種し、授業を欠席した場合も遡って特別欠席とします。同ワクチン接種日等の届出方法は、後日連絡します。

- ・同ワクチン接種日を含めて副反応が3日以上続く場合や症状が重い場合は、学生支援担当へ連絡するとともに、医療機関に相談あるいは受診すること

4. 部活・サークル等の課外活動、研究室等について

（1）部活・サークル等の課外活動は、地域の感染状況等も踏まえ、「2. 感染のリスクへの対応について」に十分配慮しながら、実施内容や方法を工夫して実施してください。特に他校との練習試合や屋内で実施する課外活動については、指導者と計画を練ったうえで感染予防を徹底してください。なお、合宿を含む感染予防が実施できない活動は禁止すること。

- ・連盟や競技団体等が主催・共催する公式戦については、事前に主催者が講じる感染防止対策や会場となる地域の感染状況等を確認し、慎重に判断した上で参加してください。

（2）体育館は開放します（学外者に対しては除く）。なお、トレーニングルームは、準備と管理の目処が立ち次第開放予定です。

（3）学内の研究室での研究活動は、感染予防を徹底して実施してください。

(4) 学生主催のイベントについては、「2. 感染のリスクへの対応について」に留意し、感染予防に努めること。記載した感染予防策が確保できない場合は、原則として中止してください。

(5) アルバイトは、経済的な理由によりやむを得ない場合で、かつ感染予防が確実にできる場合のみ実施可とします。地域や業態別の感染動向・リスクに十分に注意し、実施の可否について適切に判断してください。

(6) 複数人での会話をともなう飲食やカラオケ等の懇親会は、自粛してください。

5. 国内移動について

(1) 都道府県をまたいだ移動（帰省を含む）を可能とします。移動中は十分な感染予防に努めること。ただし、「緊急事態宣言」あるいは「まん延防止等重点措置」（以下「緊急事態宣言等」とする）が発令されている地域への移動（旅行）は原則禁止、新規感染者が持続的に拡大している地域への移動（旅行）もできるだけ自粛してください。

(2) 帰宅後2週間は、健康状態を経過観察してください。なお、経過観察期間中に感染が疑われる症状が出た場合は、「1. (2)」に従うとともに、学務部学生支援担当へ報告して指示を受けてください。

(3) 上記に加えて就職活動にあたっては以下の通りとします。

①採用試験最終面接等で代替（日程変更やオンラインへの変更等）の機会がなく、「緊急事態宣言等」の地域に移動（旅行）しなければならない場合は、必ず各学科の担任または就職担当教員に相談・報告を行った上で、事前に『就職活動等にかかる移動（旅行）届』を学務部就職支援担当に提出してください。

②移動中は、行動履歴・健康状態を記録し、体調が不良の場合は、決して無理をせず必ず先方に連絡して延期または中止する。また、就職活動終了後は不要な立ち寄り等は控え、用件のみにて帰宅してください。なお、帰宅後2週間は不要不急の外出を控え自宅待機とし、健康状態を経過観察してください。

6. 海外渡航について

(1) 全ての海外渡航を原則禁止します。

外務省ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(2) やむを得ず海外渡航する際には（私用の場合でも）「渡航届」を学務部学生支援担当に提出してください。コロナウィルス感染症の発生地域の有無を問わず、必ず提出してください。帰国後は下記「(3)」に従ってください。

(3) 帰国後は以下のことに気をつけてください。

- ①帰国・入国後 2 週間は、入念に体調の観察を行うこと、その間に記録した「[健康記録簿](#)」を学務部学生支援担当に提出すること
- ②帰国した方は、2 週間は授業、研究室、部活動、アルバイト等への参加はせず自宅待機し、外出は極力控えること
- ③2 週間以内に発熱・咳等の症状が出た場合には「1. (1)」に従い対応すること

7. 相談窓口

健康および学生生活について不安のある学生は気軽に学務部学生支援担当に相談して下さい。

なお、症状があり、医療機関を受診する際にかかりつけ医がない場合は、「県コールセンター」へ相談して下さい。

○県コールセンター（新型コロナウイルス感染症コールセンター）

Tel : 0120-123-801 フリーダイヤル、24 時間受付（土日・祝日含む）

また、新型コロナウイルス感染症患者と接触した等、心当たりがある場合は、[受診・相談センター（保健所）](#)まで相談してください。

○受診・相談センター（保健所）連絡先

保健所名	電話番号	管轄市町村名
八戸市保健所	0178-38-0729	八戸市
三戸地方保健所	0178-27-5111	三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町
上十三保健所	0176-22-3510	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村

岩手県在住の場合

○受診・相談センター（コールセンター）

Tel : 019-651-3175 24 時間受付（土日・祝日含む）

Fax : 019-626-0837

8. その他

下記ハンドブックには新型コロナウイルス感染症に関する基本的な知識や予防対策が分かりやすくまとめられています。YouTube 動画もありますので一度ご覧ください。

参考資料：新型コロナウイルス感染症 市民向け感染予防ハンドブック [第3版]、東北医科薬科大学病院、2020年12月

※同ハンドブックの公開 HP :

<http://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/info/information/2326/>

なお、今後の状況によっては安全確保と感染拡大防止のため、大学行事・授業日程の変更や臨時休業等の措置を講ずる場合があります。大学ホームページや Universal Passport で情報発信しますので、こまめに確認してください。

以上